

舊藩内外通債處分(下)

澤田章

五、外國債の始末

外國債は幕末諸藩に於て武器を外人より購入し或は船艦を外國に注文して其代金の決済に至らなかつたもの、或は又金銀を外商より稱借したものであるであつて、内國債に劣らぬ紛糾錯雜を極めたものであつた。而かし外國債に對しては公債證書を渡すといふわけにも參らぬ事情にあつたが爲に悉く即償債として現金を渡した。それ等の故であらうか、『國債沿革略』『明治財政史』『國債始末』等には何等其處分始末に就いて記して居ないで、單に其公債額を表出してあるのみである。

明治政府に於て、最初この外國債に關して諸藩に布告を發したのは二年二月十二日であつて、此時は私の相對を以つて外國人より金銀を稱借することを禁じ、今後金銀を稱借する場合は、願出の上、外國官の指揮に従ふべき旨を達した。次いで同月二十二日、更に府藩縣に布達して、從來外國より購入した諸品代金の未拂額並稱借金高の返済方期限等を取調べ、來る三月中に外國官へ申告すべき旨を命じた。

斯くて幾もなく二年六月には版籍奉還の實行となつたが、舊藩主即ち知藩事で依然舊慣を持続したのであつたから、この後も勝手に外國より諸品

を購入し、或は金銀を稱借するものが少くなかつた。是に於て政府は三年二月、又府藩縣に令達し近比官廳に於て外人相對に金銀を稱借して、管内の産物等を擔保とし、或は船艦諸器械等を購入するものがある模様なれど、斯の如きは則ち日本の國債に當るを以つて、爾今右様の所爲は嚴禁す、若し己むを得ざる事情の爲に、金銀稱借の必要があらば、太政官に願出でよ、其次第によつては適當の所置をする、尤も農商の者共が商業上相互に資金授受に關することの如きは官府の關係する所でないから、心得違のないやうにせよと告げ、これと同時に、各國公使領事に對しても、右の如き布告をしたから、今後府藩縣の名を以つて管内産物或は貢祖等を擔保として諸品を購入し、又は金銀を稱借せんと申出るものがあつても、之に應じないやうに、貴國商人等に諭達されたいと通牒した。然るに各國公使領事等は、我が政府の通牒の

文面が簡にして十分に其趣旨を了解し難いと返書したが爲に、政府は翌三月、再び詳細なる通牒を發した。

次いで同年四月、改めて府藩縣に布達し、從來諸藩縣に於いて、外國より購入した諸品代金の未拂並稱借金は、擔保の有無、利子の割合、償還の目途等を詳記して、來る五月二十五日迄に申告せよと命じ、其取調雛形を添加した。尤も負債のない府藩縣にも其旨を届け出ることゝした。然るに期日迄に有無を申告しないものが少くなかつたが爲に、更に六月十五日迄申告期限を延ばす旨を再達したのである。

この結果五六藩を除く外、大體に於いて外債額の調査も出來たから、三年八月外務省に於ては各國公使領事に對して、政令一新前の各藩外國債は政府に於いて負擔消却する旨を通牒せんことを太政官に稟申して其裁可を得ることとなつた。然る

に當時大藏省に於いては之に反對し、未だ諸藩悉くが外債の有無を申告したわけでなく、従つて其負債額も判然して居ないのに、漫然政府が負擔消却する旨を各國公使領事に通牒することは同意し難いと主張した。仍つて外務省に於ては同年閏十月、更めて太政官に稟申し、翌十一月十七日を以つて左の如き通牒を各國公使に發することゝなつた。

以手紙致啓上候、然者我國府藩縣の主宰總而其外之者私用を以て外國人より借財之爲、又は船鑑器械其他品物類買入れんが爲、其管轄する土地の諸税を引當にいたし候儀は、今度嚴に禁止せしめ候、若向後右主宰總而其外之者、官用ミして右品物類を買入れんミ欲し借財する節は、右約定取結び候以前、必我政府之免許を請け候管ニ付、外務大藏兩省連印之證書有之分は、政府にて引受候儀に有之、將又政令一新ニ付、前文之規則相立候儀緊要ニ付而者、右以前土地之政務を委せ置候領主より外國人ミ約定いたし候借財之分は、其藩債却之目途を以、追々返済いたさせべく、萬一其目途を

失ひ違約に及候者は、我政府に而引請候様可致候、右之趣貴國臣民へ御布令有之候様存候、此段可得御意如斯御座候、以上。

明治三年庚午十一月十七日

外務大輔

寺島從四位藤原宗則

外務卿

澤從三位清原宣嘉

(各國公使宛)

即ち政令一新以前の諸藩の外國債は其藩に於いて償却の目途を立てしめ、若し違約に及ぶ如き場合は、政府に於いて之を負擔する。又外債禁止令後に係るものは、外務大藏兩省の證印あるものは、政府に於いて之を負擔消却するといふのである。

この時外務省で調査整理した外國債はすべて十六藩、其金額は洋銀百參拾萬四千六百八拾九枚七合九勺九才、金拾五萬壹千八百五拾七兩貳分、永貳百貳拾貳文三分であつて、債額未定の藩縣は極め

て少数であるから、この際速かに消却處分を行はんといふ意嚮であつた。

今茲に外務省の整理に成る外債額を表出すれば左の通である。

藩名		負	債	高
金澤	洋銀一六六、二二五 <small>枚</small> ・六四 <small>分</small>	五、七九四・六四……葡國商人ヨリ陸蒸汽買入代金殘 四五、九七〇・〇〇……和蘭商社ヨリ製鉄器械買入代金殘 七、六六五・〇〇……和蘭商ヨリ鳴鶴丸買入代金殘 二六、六五〇・〇〇……和蘭商社ヨリ乾元丸買入代金殘 八〇、一三六・〇〇……米商人ヨリ西貢米買入代金殘		
鹿兒島	洋銀二二九、三〇二・七九 <small>分</small>	……和蘭商社中ヨリ借入		
高知	洋銀一四三、一四〇・〇〇 一三、二五〇・〇〇 <small>兩</small>	英國チャールト商會ヨリ蒸汽船テレス買入代金殘 英商人ヨリ小銃六千挺買入代金殘		
佐賀	洋銀一六六、四九六・五二 金 四三、七五〇・〇〇 <small>兩</small> 一分銀一二、〇〇〇・〇〇	日進艦買入代金殘 孟春艦買入代金殘 秋方丸買入代金殘		
廣島	洋銀二七八、〇〇〇・〇〇	一五〇、〇〇〇・〇〇……和蘭セーローロ商會借入金 一二八、〇〇〇・〇〇……英國チャールト商會借入金		
仙臺	洋金 三三三、八五五・〇〇 同 二五、六四五・二六 金 八、二八八・三〇	瑞國ヨリシイヘル品買入代金 李國テキストル社ヨリホフエンセン品買入代金 佛商人ヨリハートル品買入代金		

松	江	洋銀 七七、五七五・〇〇……和蘭商社ヨリ西貢米買入代金殘
福	岡	金 四〇、〇〇〇・〇〇……和蘭商社ヨリ借入金
和	歌	洋銀 五〇、〇〇〇・〇〇……和蘭商社ヘニホール經入質
大	聖	洋銀 五〇、〇〇〇・〇〇……和蘭商社ヨリ借入金
津		洋銀 二〇、一六〇・〇〇……和蘭商社ヨリ小銃買入代金殘
久	保	金 一、〇〇〇・〇〇……米國ヨリ軍艦買入代金差引未済分ト 和蘭商人ヨリ羅紗買入代金殘
松	本	洋銀 六、三〇〇・〇〇……瑞國商人ヨリ小銃買入代金
龍	野	金 二二、〇〇〇・〇〇……英國ナールト商會ヨリ神龍丸買入代金殘
加	知	金 二、五六八・三〇 永 二二二・三〇 ……英商人フレキストンヨリ借入金
巖	原	洋銀 五八、〇〇〇・〇〇……英國ナールト商會ヨリ借入金
合	計	洋銀 一、三〇四、六八九・七九九 金 一五一、八五七・二〇 永 二二二・三〇

六、判理局の設置

當時外國債は事外交に關するを以つて其調査整

理は主として外務省に於いて之を管掌したのであるが、事實諸藩の外國債は外務省に於いて調査し

たやうな單純なるものではなかつた。外債禁止令を發した後に於いても、一々政府の許可を経ずして勝手に船艦諸器械等を購入したものが尠くなかつたのみならず、種々なる外債の中には、公私の甄別明かならぬものもあり、又償還期限利率の關係等も頗る複雑であつて、其調査の困難は名狀すべからざるものがあつた。それ故外務省の整理決定の通達に依つて直に之を公債となし、大藏省に於いて之を即償することは到底成し得るところでなかつた。

斯かる間に四年七月、愈廢藩の斷行となるや、債權者たる各國商人等は舊藩々の負債に對してその償還を迫つて出訴するものが相繼ぐ有様となつた。是等の訴狀は當然外務省より司法省へ廻附せらるべきものであつて、司法省に於いて之を判決する曉には、政府は舊藩の負債を舉げて償却せねばならぬことになるかも知れぬ。果して然らば其

負擔額は莫大なる額に上つて、容易ならぬことである。是に於いて四年九月、大藏省では井上馨等が省中戸籍寮の聽訟所を改めて判理局となし、専ら舊藩の外國債を調査審議せしむることとし、債種によつて先づ公私を甄別せしめ、而して債權者に對しては示談を遂げて、出來得る限り減額せしむる方針を執ることとした。されば翌十月、外務司法兩者の商議の上、兩省の吏員を大阪神戸等に出張せしめて出訴債權者側の債務調査に従事せしむると共に、一方司法省に於いては、外債の訴狀取扱方に關して太政官に稟申した結果、左の如き規定を設くることとなつた。

外國人ヨリ訴出シ貸金ノ訴狀ヲ外務省ニ受取之、
司法省へ差出セシテ大藏省ニテ引請、返金ノ示談
ヲ爲サント欲セバ、左ノ手續ニ爲ス可シ。

第一條 大藏省ヨリ外務省へ申入レ、外務省ヨリ司法省へ申入可シ。

第二條 外務省ヨリ司法省へ示談ニテ已ニ出セシ外人ノ訴狀ヲ再ビ外務省ニ受取ニハ、左ノ二様ノ區別アリ。

其一、外國人ヨリ一旦訴狀下ゲテ願出シニ因リテ司法省へ訴狀下ゲノ申入。

其二、外務省ヨリ外國人へ訴狀下ゲ願ヲ致候様ニ示談致度ニ付司法省ヨリ訴狀ヲ外務省迄一應受取度ク申入。

右二ケ條ノ手續ナレバ、司法省ヨリハ已ニ受取シ訴狀ヲ外務省へ返却スベシ。

即ち司法省としては、訴狀を一旦外務省へ返却すれば、其上は外務對大藏兩省の交渉關係であつて敢へて關知するところでない。若し事の争訟に涉る場合は、司法省に於いて之を審判すべきは勿論であるとした。

是時に當つて、大藏省では井上馨等相議して、いふには、從來舊藩に於て外債禁令後も之に悖戻して私かに負債をなし、遂に莫大の國債を醸成す

に至つたのは實に慨嘆に堪へない、若し今後に於いても右様の事があつては、國家の爲由々しき大事である、故にこの際更に地方官に嚴令を布告すべきが當然である、而かし目下外人等の出訴せるものに對して、債務の公私を明かにして一々之を處分せんとする場合であるから、却つて嚴令布告の爲に外人との示談交渉に影響を來しても不利である。是等の點も斟酌すべき必要があるといふので、同年十月、各地方官に内諭するに止めることに決した、次いで翌十一月三日、大藏省は外務司法兩省と商議して、司法省へ廻附した出訴債務書類は取纏めて一旦大藏省へ引取ることとし、左の如き一の箇條書を定めた。

- 一、藩債に係れる訴訟之司法にて扱ひ掛りたるものは一應悉く外務省に引戻すべし。
- 一、右引戻したるものは其儘盡く大藏省に引渡すべし
- 一、大藏省は右請取たる訴訟を起發之順序に従ひ、被

告人原告人え引合すべし。

一、大藏省は右引合に付而外務省へ伺ひ出る向は、内
外國人とも都べて直に大藏省え引合べき旨を達すべ
し。

一、外務省は各港に布告し、金銀出入之舊藩に係るも
のは書類取纏め速に可差越様申遣すべし。

右の商議の結果、外務省は各國公使領事に通牒し
債權者は速に債務明細書を差出さしむることゝし
た。即ち神奈川の如きは同年十二月新聞紙上にも
廣告せしめて、諸外國人中我舊藩に對して債權あ
る者は當月二十八日<sup>一八七二年
二月六日</sup>迄に神奈川縣廳に届
出でしめたのである。

七、債額刪滅の交渉

大藏省判理局は大藏少丞小野義真が専ら其衝に
當つて、其下に北代正臣、長岡重弘、北村泰一、
河口定義、筒井美清、桃井厚徳、佐伯惟馨、川村
選、和田道之、飯島道章等十數人を以つて、舊藩

外國債書類を調査審議し、公私の事理錯綜して容
易に判断を下し難きものは、之を司法省へ廻附し
て十分なる判決を待ち、當然公債と認むべきもの
は、一々處理したのであるが、多くの債務の中に
は負債者を召喚して糾問する必要も起り、或は掛
員自から藩地に出張して明細に精査する等、實に
繁劇を極めたことである。

斯くて愈調査整理の追拂すると共に、政府は債
權者に對しては利率の遞減、即金償還の交渉談判
をしたのであるが、是れが亦非常に面倒であつた
債權者たる外國人等の中には、頗る頑強なもの
あつて、中々我政府の要求に應じなかつたが爲に
當局者の苦心は一通でなかつた。當局の小野義真
は勿論、大藏少輔吉田清成の如きも、或は横濱に
或は神戸に、再三往復して債權者と直接交渉を試
みた。就中和蘭商會關係の負債は津、秋田、盛岡
小城、岡、嚴原等の諸藩に涉つて居つて、總額約

六拾萬圓に達し、其利率は壹割以上であつたが、これが頗る難問題であつて、債權者はどうしても我が要求を容れない。それが爲に井上侯は四年十二月自から横濱に出張して、神奈川縣廳内で和蘭領事と應接し、漸く五萬圓だけを減額することに示談して拂切とした。英國商人に關するものは兼ねて懇親の間柄である同國公使館の書記官サトウを招いて交渉談判した爲に、此方は比較的困難は少かつたといふことである。

斯くの如くにして五年五月、大略外債の處分を了すると共に、是月舊藩外國通債處分録を作製して之を太政官に具狀した。この處分録によれば、債權者は英・米・佛・蘭・宇・瑞・葡の七箇國四十四人、負債者たる舊藩は二十八、其負債總額は貳百七拾九萬三千七百三拾五圓五拾八錢八厘であつたが、此内債權者に交渉談判の結果刪減し得た額は拾五萬九千九百七拾圓六拾八錢九厘であつた。尤も此

以外に司法省で尙ほ審判中に屬して居つて、處分未決のものが數藩あつたのと、この後も出訴届出をなすもの等があつたが爲に、更に六年に至つて舊藩通債處分録を訂正し、同年四月を以つて一先づ判理局は廢止せられ、尙ほ殘務は庶務局に於いて取扱ふことゝなつた。

この後、八年未迄の調査整理の結果は藩數三拾七、外債總額金四百三萬五千七百六拾五圓六拾八錢壹厘であつて、此内刪減額は三十五萬八千四百貳圓七拾壹錢七厘、私債額は二拾四藩で、九拾四萬貳百九拾壹圓拾三錢五厘、差引政府の負擔に歸した公債額は三拾四藩、貳百七拾三萬八千七拾壹圓八拾貳錢九厘となつた。

然るに當時政府に於いては、外國債權者に對して、便宜上公私の負債を舉げて即金消却し、私債に係るものは舊藩々より大藏省へ年賦上納せしむることゝしたのであるが、後に上納未済の分が津

松代、盛岡、秋田、佐賀の五藩、四萬六千六百六拾八圓七拾貳錢三厘となつて、これ丈が自然政府の負擔となつた。次に公債と認めた中に、後に私債たる事が明かになつたものに、仙臺藩の貳千九百拾八圓七拾五錢があつた。之を加除差引すると事實政府の負擔總額は貳百七拾八萬壹千三百貳拾壹圓八拾錢貳厘である。然るに『國債沿革略』『明治財政史』に掲ぐる内外債表には外債合計金貳百八拾萬壹千三百六圓九拾四錢貳厘とあつて、即ち壹萬九千九百八拾五圓拾四錢の差がある。これは高鍋藩の負債中、拾四圓八拾六錢を公債に加ふべ

きものが脱したのと、外に斗南藩の公債貳萬七千六百八圓三拾錢五厘と誤記の儘に、貳萬圓だけ多く計算したからの事である。尙ほ右の表中、福岡藩の公債壹千九百拾六圓五拾八錢とあるは壹千九百拾圓五拾八錢の誤植であらう。

今茲に舊藩連債處分録、舊藩々外債調帳、舊藩々年賦負債原書、舊藩外國負債全額調書、外國債差引原簿等を基として、各藩外國債の總額、刪減額、私債及公債の別を一覽表に作製して參考に備へることにする。

藩名	外國債總額	刪減額	私債額	公債額
津	一五四、八〇〇・四九〇 ^甲	一五〇、三〇〇・〇〇〇 ^甲	一九〇、〇一四・〇〇〇 ^甲	二二〇、八四三・四九〇 ^甲
犬山	八三、五六・一七〇	四、五六・一七〇	七九、〇〇〇・〇〇〇	—
豐橋	三二七、〇・六〇〇	七〇、〇・六〇〇	—	二五〇、〇〇〇・〇〇〇
忍	一六〇、六七・四〇〇	一、三三六・九六〇	一一、五九一・三三三	三二、四七二・二七〇
岩槻	五、〇六七・九〇〇	三、三五・〇〇〇	四、六四三・一〇〇	—

花房	二八、〇〇〇・〇〇〇	—	二八、〇〇〇・〇〇〇	—
加知山	八、九六一・五三〇	—	二、六九一・六六〇	六、二七〇・八六〇
櫻井	七、五二〇・六九〇	六七六・二一〇	—	六、八四四・五七〇
水戸	五五、三六〇・〇九五	九七七・九四二	—	五四、四三二・一五四
郡上	一六、五九七・七七〇	一、〇五七・〇七〇	四、四八一・二五〇	一一、〇五九・四五〇
高富	七、五七六・七二〇	七六・七二〇	一〇、五八三・四	七、三九四・一六六
松代	六、五〇〇・〇〇〇	八四四・〇〇〇	五、六一六・〇〇〇	—
沼田	五、二五八・五九七	八七・七八三	五、一〇六・〇〇〇	六四、八一四
二本松	一一一、七三六・五四九	一、七九二・四七〇	五〇〇・〇〇〇	一〇九、四四四・〇七九
仙臺	一一八、九九五・六二〇	九、三七四・六一〇	五九、三七五・〇〇〇	五一、二四六・〇〇〇
盛岡	六三六、三三三・一八〇	二九、五〇一・三三〇	八七、四四八・五九〇	五三、二七三・三六〇
弘前	一、四四八・九六〇	—	—	一、四四八・九六〇
館南	一〇八、一〇〇・〇〇〇	八、〇七・四三〇	—	一〇〇、〇六二・五七〇
斗南	六三、六三三・八六〇	三〇、九〇六・九三〇	五、〇九八・六二五	二七、六八三・三〇五
黒石	一、三六六・二五〇	—	—	一、三六六・二五〇
米澤	一一四、九四九・九〇〇	八四、九四九・九〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇〇	一一〇、〇〇〇・〇〇〇
秋田	五〇八、五九七・〇三二	一九、六三三・五四〇	一六、〇〇〇・七九一	四七三、九六四・六九〇
岩崎	六五、七三三・六九一	二、九二九・四七一	二、三六二・三三四	六〇、四三三・九八六

金澤	一八六、〇一九四・六六	一一、七五五・八〇八	六七、〇二六・七五一	一〇七、二四六・八四七
赤穂	六、八六〇・〇〇〇	四五七・七〇〇	二、九〇三・〇六〇	三、九一一・二二〇
廣島	四六、一七〇・〇〇〇	—	—	四六、一七〇・〇〇〇
山口	一、六七〇・三〇〇	—	—	一、六七〇・三〇〇
田邊	五、九一六・〇〇〇	一一六・〇〇〇	—	五、八〇〇・〇〇〇
高知	四四八、五九六・〇三三	三、八八二・九八七	一三六、二二八・三三〇	三〇八、四九四・七五五
福岡	一、九一〇・五六〇	—	—	一、九一〇・五六〇
岡城	一二四、八八四・八〇六	九、九三四・〇一七	五七、三二一・六六二	五七、六三九・二二六
小城	三三、六〇〇・〇〇〇	一、六〇二・〇〇〇	—	一九、九九八・〇〇〇
福江	一、八〇〇・〇〇〇	—	—	一、八〇〇・〇〇〇
佐賀	四六六、六三〇・四七九	九八〇・〇一〇	一九三、四〇五・〇三三	二七三、二四五・四七七
高鍋	二五、八二七・九二〇	四、四七〇・二八〇	一四、四六四・〇八	六八九二・九三三
鹿兒島	九六、九〇五・三七九	六、八九二・四三九	—	三五、〇二二・九四〇
嚴原	三五九、六九〇・二〇六	四一、〇四五・五四一	二七、七二八・三三四	二九〇、九二六・〇〇一
合計	四、〇五七、七六五・六六一	三五八、四〇二・七七七	九四〇、二九一・三三五	二、七三六、〇七一・八二九

備考

〔私債上納未済額〕 津藩一四、二五五、一九四—松代藩五、六六〇〇〇—盛岡藩三、八〇〇、〇〇〇—秋田藩、一七五、七四八—
 佐賀藩一、三二、七六、合計四六、一六六、七三三、ハ政府負擔トシテ前表公債額中ニ加フベキ分。
 〔私債増加額〕 仙臺藩二、九一八、七五〇ハ前表公債額中ヨリ減ズベキ分。